

建設工事共同企業体運用基準

第1 総則

1 主旨

広尾町が発注する建設工事において、建設業の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1)この基準において「特定建設工事共同企業体」とは、別に定める特定の工事ごとに結成される共同企業体（以下「特別共同企業体」という。）をいう。

(2)この基準において「経常建設共同企業体」とは、建設業者が受注工事をあらかじめ特定することなく、経常的に結成する共同企業体（以下「一般共同企業体」という。）をいう。

(3)この基準において「地域維持型建設共同企業体」とは、地域の維持管理に不可欠な事業につき、経常的に結成する共同企業体（以下「地域維持型共同企業体」という。）をいう。

3 資格審査

「建設工事請負業者選定及び指名に関する要綱」を準用する。

4 施工方法

共同企業体による施工方式は、共同施工方式（甲型）によるものとし、工事内容がこれになじまない等の場合のみ分担施工方式（乙型）によることができるものとする。

(個別基準)

第2 特別共同企業体

1 性格

特別共同企業体は、大規模かつ技術的難度が高い工事に際して、技術力等を結集することにより、円滑かつ確実な施工を図ることを目的として結成するものとする。

2 対象工事

特別共同企業体により施工する工事は次の各号に掲げるものとする。

(1)土木工事5億円程度以上

(2)建築工事7億円程度以上

(3)前各号に掲げる以外の工事は、工事の種類に応じ格付等級区分に対応する最上位等級の工事予定価格の4～5倍の規模で、工事内容、技術的特殊性等を総合的に勘案して、技術力を特に結集する必要があると認められるもの。

(4)その他、特別共同企業体による施工が必要と認められるもの。

3 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。

4 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対する工事種類の有資格者のうち、最上位等級同士又は、最上位等級と第2順位等級に属する者の組合せとする。

5 構成員の資格要件

全ての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可をうけてから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (2) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ発注工事規模と同程度の工事を施工した経験を有していること。
- (3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

6 結成方法

特別共同企業体の結成方法は原則として、競争入札参加を希望する企業の自主結成とするものとする。ただし、地場業者の健全な育成、契約の適正な履行及び公正な競争が確保されると認められる場合は、構成員となる建設業者をグループ別又は、一括して選定（以下「予備指名」という。）することができるものとする。

7 出資比率

各構成員の出資比率の最低限度は、次に掲げるものとする。

- (1) 2社の場合30パーセント以上
- (2) 3社の場合20パーセント以上

8 代表者の選定等

代表者は等級の異なる者の間では、上級の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

9 存続期間

- (1) 発注工事の契約の相手方となった特別共同企業体の存続期間は、工事の請負代金の支払が完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合にはその期間満了後検査に合格したときまでとする。
- (2) 発注工事の契約の相手方とならなかった特別共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結されたときまでとする。

10 指名基準

発注工事の指名にあたっては、特別共同企業体と単独企業との混合指名をすることができるものとする。

第3 一般共同企業体

1 性格

一般共同企業体は、優良な中小建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成するものとする。

2 対象工事

特別共同企業体により施工する工事以外のものを対象とし、原則として当該一般共同企業体の工事種類別の格付等級に対応する契約予定価格以上の規模とする。

3 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がないと認められる場合には4社までとすることができるものとする。

4 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種類の有資格者で同一等級に格付されている者の組合せ又は、直近等級に格付されている者の組合せであること。ただし、下位の等級に格付けされている者に十分な施工能力があると認められる場合には、直近2等級までの組合せとすることができるものとする。

5 構成員の資格要件

(1)全ての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(2)構成員の1社以上が、発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ発注工事規模と同程度の工事を施工した経験を有していること。

(3)構成員のいずれかが、許可業種に係る監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。この場合、他の構成員の技術者は、他の工事現場と兼任とすることができるものとする。ただし、当該工事の請負代金が、4,500万円未満（建築工事の場合、5,000万円未満）であり、構成員のいずれかが国家資格を有する主任技術者を専任で配置することが過度な負担を課することと認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者を工事現場に専任で配置することができるものとする。

6 結成方法

一般共同企業体の構成方法は、競争入札参加を希望する企業の自主結成とするものとする。ただし、地場産業の健全な育成、契約の適正な履行及び公正な競争が確保されると認められる場合は、予備指名を行うことができるものとする。

7 出資比率

各構成員の出資比率の最低限度は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 2社の場合30パーセント以上
- (2) 3社の場合20パーセント以上
- (3) 4社の場合15パーセント以上

8 代表者の選定等

代表者の選定及びその出資比率は、構成員の協議により定めるものとする。

9 登録

(1)一の企業が一般共同企業体を結成して競争入札参加資格審査申請書を提出できる回数は、工事の種類ごとに原則として1回とする。ただし、施工能力からみて確実に継続的な協業関係を維持することができるものと認められる場合にあつては、2回までとすることができる。

(2)競争入札参加資格申請書の提出期間は、原則として年度当初とする。

10 指名基準

発注工事の指名にあつては、一般共同企業体と単独企業との混合指名をすることができるものとする。

第4 地域維持型共同企業体

1 性格

地域維持型共同企業体は、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保することを目的として結成するものとする。

2 対象工事

地域維持型共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

3 構成員数

地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする。

4 構成員の組合せ

土木工事業（工事の実情に応じ、建設工事業も可とする。以下同じ。）の許可を有する者を少なくとも一社含む組合せとする。

5 構成員の資格要件

- (1)登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- (2)当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- (3)全ての構成員に、当該許可業種にかかる監理技術者となることができる者又は当該許可業種にかかる主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

ただし、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種にかかる監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。

6 結成方法

地域維持型共同企業体の構成方法は、競争入札参加を希望する企業の自主結成とするものとする。ただし、地場産業の健全な育成、契約の適正な履行及び公正な競争が確保されると認められる場合は、予備指名を行うことができるものとする。

7 出資比率

各構成員の出資比率の最低限度は、構成員の数に基づき定める場合は下記のとおりとするが、事業実施量等に基づいた基準とすることも可能とする。

(1) 3社の場合20パーセント以上

(2) 5社の場合12パーセント以上

8 代表者の選定等

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資率は、構成員において自主的に定めるものとする。

9 登録

(1) 一の企業が一般共同企業体を結成して競争入札参加資格審査申請書を提出できる回数は、工事の種類ごとに原則として1回とする。ただし、施工能力からみて確実に継続的な協業関係を維持することができるものと認められる場合にあっては、2回までとすることができる。

(2) 競争入札参加資格申請書の提出期間は、原則として年度当初とする。

10 指名基準

発注工事の指名にあたっては、地域維持型共同企業体と単独企業との混合指名をすることができるものとする。

第4 雑則

1 この運用基準は、平成7年4月1日から実施し、従前の運用基準は廃止する。

2 この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、なお従前の取扱いによるものとする。

3 この運用基準の適正な施行を図るために必要な事項は、「建設工事請負業者資格審査会」によって定めるものとする。